

河合町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月30日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第11号

河合町契約規則の一部を改正する規則

河合町契約規則（昭和58年4月河合町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中の「普通財産」の次に「及び物品」を加える。

第4条第2項中の「有価証券」を「有価証券等」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 前各号に掲げるもののほか、町長が确实と認めた担保

第4条第3項中の「有価証券の担保」を「有価証券等の担保」に改め、第6項の次に次の1項を加える。

7 前3項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札の場合の入札保証金の納付については、別に定める。

第8条第1項を次のように改める。

予定価格とは、一般競争入札に付そうとする事項で適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、市場の実勢等を的確に反映し積算された設計価格をいい、予定価格書（様式第4号）により町長に報告し、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

第8条第4項を次のように改める。

公有財産売却システムによる入札については、第1項の規定にかかわらず、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。